



第73回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時

開催場所

広島県廿日市市木材港南1番1号
株式会社ウッドワン 本社5階会議室

CONTENTS

第73回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類等	51
監査報告書	78
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	84
第2号議案 定款一部変更の件	85
第3号議案 取締役6名選任の件	86
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	91
第5号議案 当社取締役及び執行役員に対し ストックオプションとして新株予約権を発行する件	92

株式
会社 **ウッドワン**

証券コード：7898

証券コード7898

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

広島県廿日市市木材港南1番1号

株式会社 **ウッドワン**

代表取締役社長 中 本 祐 昌

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第73回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.woodone.co.jp/company/ir/shareholder/soukai/shousyu/>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ウッドワン」又は証券「コード」に「7898」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2025年6月24日（火曜日）午後5時15分まで**に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2025年6月25日（水曜日）午前10時〔受付開始午前9時15分〕 |
| 2. 場 所 | 広島県廿日市市木材港南1番1号
株式会社ウッドワン 本社5階会議室 |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第73期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社取締役及び執行役員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎本株主総会でのお土産の配布はございません。

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず皆様に従来どおり書面でお送りしておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。次回以降につきましては、適切な方法で株主の皆様にご案内いたします。

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、食料品やエネルギー価格等の物価高が景気の下押し圧力となったものの、賃金上昇に伴う雇用・所得環境の改善等により個人消費や企業の設備投資等が底堅く推移し、景気には緩やかな回復傾向が見られました。

住宅業界においては、当社グループの主力販売市場である日本国内の持家と分譲戸建住宅を合わせた新設住宅着工戸数は、一時持ち直す兆候を見せたものの年間では前年を下回る水準で推移しました。

当社グループはこのような事業環境のもと、無垢商品や省施工商品といった付加価値が高い商品を核とした内装建材等の拡販に注力するとともに、脱新築戸建市場依存に向けて、国内のリフォーム・非住宅市場や海外市場といった新たな市場の開拓を推進しました。

営業部門における業務プロセス改革の専担部署として立ち上げた「DX推進室」では、これまで各地に配置していた事務処理業務をDXによる共通のデジタル基盤上で連携・集約し、場所にとらわれずにお客様へのサービス提供を行う新体制を2024年6月にスタートしました。製造部門では、デジタル技術などを活用した生産計画立案の最適化や、リアルタイムな在庫管理を目指したDX推進プロジェクトに取り組みました。

サステナビリティ活動としては、2024年9月、株式会社みずほ銀行とのシンジケーション方式による「Mizuhoポジティブ・インパクトファイナンスPRO」の契約を締結。これに対して、2025年2月、環境省が主催する第6回「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」の資金調達者部門において、テーマ別賞「循環経済/サキュラーエコノミー(CE)賞」を受賞、これまで当社グループが行ってきた、ニュージーランドの自社林での持続可能な森林経営に始まる原料調達から最終製品に至るまで、一貫した温室効果ガスの吸収・固定と、自社バイオマス発電事業などによる温室効果ガスの削減などの取り組みが評価されました。

また、2025年3月、「マルチステークホルダー方針」を制定・公表しました。株主の皆様のみならず従業員、取引先、顧客、地域社会等、多様なステークホルダーとの価値協創と適切な協働が企業経営に不可欠であるとの認識に基づき、価値協創や生産性向上による収益・成果を適切に分配することで、持続的な成長を目指し、着実に実行していきます。

さらに、2023年1月に立ち上げた「one's art準備室」では、絵を描くことが好きな才能あふれる3名のアーティストを雇用し、パラアート活動を応援していますが、2024年5月、アーティストや作品の紹介・販売を行う「one's artプロジェ

クト」を開始し、Webサイトをオープン、2025年1月に当プロジェクト所属アーティストによる東京で初めての絵画展を開催したほか、同3月に公益財団法人ウッドワン美術館において広島県で活動する障がいのある作家の作品展「わたしのアート」を開催しました。

これらに加え、「ウッドワン サステナビリティレポート 2024」の公開（2024年10月）、CO<sub>2</sub>固定量を証書化する「再造林貢献書」のサービス開始（同11月）など、環境・社会への貢献活動を推進しました。

国内販売については、「需要創造に徹する全員営業」を目指し、省施工商品や無垢商品など、お客様にとって付加価値のある商品の拡販に取り組み、取引店数のさらなる拡大を推進しました。また、度重なる資材調達コストの上昇に対応して、生産性向上によるコストダウンやサプライチェーンの強化に加え、適正な収益確保を行うべく床材・造作材等の販売価格の改定にも継続的に取り組みました。

商品開発については、調湿機能、やすらぎ効果、経年美化、断熱効果、衝撃吸収性といった無垢材の特長を生かした無垢商品や、サイズ・カラーが豊富で組み合わせ自由な収納商品、職人不足など建築現場での課題に対応した省施工商品、上質で時代に左右されず、暮らすうちに味わい深く変化していく新ブランド「W0 Timeless standard collection」、といった付加価値のある新商品の開発に取り組みました。

リフォーム市場については、大都市圏である東京・大阪に、開発営業部内の営業戦力を傾斜配分し、中古再販業者・管材商流等、住宅ストック市場の開拓を推進しました。

非住宅市場については、2024年4月に商業・医療・教育・宿泊施設などを主とした非住宅市場の開拓を担う専担部署として、開発営業部内に「特建グループ」を新設、構造材を担当する構造システム営業部とともに、営業部門全体で顧客、案件情報を共有し、一体となった営業活動を通して非住宅市場での売上拡大に取り組みました。

海外部門については、ニュージーランド子会社では、当社グループ向けの生産数量を確保した上で、原木や木製品などをニュージーランド国内市場や海外市場に販売しました。また、インドネシア子会社では、欧米市場やインドネシア国内市場の販路開拓を続け、拡販に努めました。

こうした状況の中、国内外の住宅需要の低下や円安、インフレの進行によるコスト高が続いたものの、日本国内やインドネシア子会社の業績が予想以上に好調に推移したことに加え、前年度にニュージーランド子会社を事業再編した効果もあり、前年同期に比べ利益面が改善しました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は、65,157百万円（前年同期比0.6％増）、営業利益は1,310百万円（前年同期は営業損失939百万円）、経常利益は537百万円（前年同期は経常損失1,286百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,777百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,315百万円）となりました。なお、経常利益には、国内グループ子会社フォレストワンの庄原新工場への設備投資等に関する補助金収入330百万円が含まれています。また、特別利

益には、主にニュージーランド子会社ギスボン工場閉鎖に伴う土地等の売却益等を固定資産売却益として2,075百万円、同子会社で発生した火災による保険金等を受取保険金として484百万円、中国子会社の解散及び清算に向けた土地・建物等の売却益等を子会社清算益として222百万円計上しました。さらに、特別損失には、主にニュージーランド子会社の所有林地から発生した林地残材の処分に見込まれる費用を森林残材処分費用として323百万円、同子会社ギスボン工場閉鎖に関連する費用を事業再編損として235百万円計上しました。

#### ①住宅建材設備事業

住宅建材設備事業では、世界的なプロダクトデザイナー・深澤直人氏をディレクターに迎えた新シリーズ「W0 Timeless standard collection」を発売（2024年5月）、商品情報のウェブサイト公開や広島ショールームでの常設展示を開始し、幅303mmの一枚板で迫力ある床材を始め、ドア、キャビネット、階段、手すりなど、一連のコンセプトで統一された木質建材を提案しました。また、同4月、ニュージーパイン®とオークを使用した、無垢の木の室内窓「imadoki [イマドキ]」を発売。同7月には、人気の収納シリーズ「仕上げてる収納」に板で組み立てる収納「シカクム」を追加発売しました。同9月には、ゆったりとした上質な空間をつくる152mmの幅広の床材「無垢フローリング ピノアースエコ152幅」を発売しました。同10月には、国産樹種（柃：セン／樺：ケヤキ）の木目の美しさや豊かな表情を活かした突板フローリング「コンビットグラード®J」を発売。同11月には設計者や施工者から当社商品を使用した施工事例を募集してコンテストを行う「ウッドワン空間デザインアワード2024（第8回）」を開催しました。さらに、2025年3月、MOCTION（東京都新宿区）における広島県庄原市の自治体展示に国内グループ子会社フォレストワンと共同参加し、同4月受注開始の庄原材を使った桧無垢フローリング「コンビット®ソリッドJ」を展示。建設、設計関係者、自治体など多数の来場者に高品質な仕上がり、素材感を实感して頂きました。

リフォーム市場向けでは、2024年8月、専担部署である開発営業部主管で「リフォーム産業フェア」に出展し、同9月発売のドレタス タイプBの新デザイン「XJ」を先行展示しました。また、同11月、当社の床材商品「無垢フローリング ピノアース」をご利用のお客様を対象に、床材表面のサンディング（研磨）サービスを広島県内の物件に限定して開始しました。

非住宅市場向けでは、2024年5月、「非住宅 木造建築フェア2024」に初出展し、「STRONG ONE工法」、「デザインウォール」、「KITOIRO」等、非住宅向け構造材や商環境部材を現物展示・提案しました。また、同7月、「地場産材使用 文教施設店舗用床材カタログ」を発刊、専担部署である開発営業部「特建グループ」が中心となり、設計事務所やゼネコン、施工業者に対して提案活動を行いました。さらに、同10月、当社関東事業所にて「STRONG ONE工法」の実物モデルを展示、非住宅セミナーや新シリーズ「W0」のご案内イベントを併せて開催し、非住宅分野の拡販に向けた構造と内装のトータル提案を行いました。

海外部門については、ニュージーランド子会社では、原木の販売数量が減少、木製品についても日本国内の住宅需要の低下により当社グループ向け生産数量が減少したものの、前年度に事業再編した効果もあり、利益面では前年同期比で改善しています。

また、インドネシア子会社では、主に米国向け販売が好調に推移し、前年同期に比べ売上高、利益面ともに好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度における住宅建材設備事業の売上高は64,141百万円（前年同期比0.6%増）、営業利益は1,251百万円（前年同期は営業損失1,012百万円）となりました。

## ②発電事業

発電事業では、本社敷地内に設置している木質バイオマス発電設備で発電した再エネ電気を、電気事業者へFIT固定価格で全量売電しています。電気事業者からの「出力制御」の要請が前年同期に比べ減少したものの、定期点検による稼働停止の影響等で売上高はやや減少し、バイオマス燃料需要の増加に伴う建築廃材等の燃料費高騰により、営業利益は減少しました。

この結果、当連結会計年度における発電事業の売上高は1,055百万円（前年同期比0.9%減）、営業利益は59百万円（同19.1%減）となりました。

## 事業セグメント別売上高

| 区分       | 前連結会計年度 |       | 当連結会計年度 |       |
|----------|---------|-------|---------|-------|
|          | 金額      | 構成比   | 金額      | 構成比   |
|          | 百万円     | %     | 百万円     | %     |
| 住宅建材設備事業 | 63,755  | 98.4  | 64,141  | 98.4  |
| 発電事業     | 1,065   | 1.6   | 1,055   | 1.6   |
| 合計       | 64,821  | 100.0 | 65,197  | 100.0 |

- (注) 1. 前連結会計年度の住宅建材設備事業の売上高には、発電事業への売上高41百万円が含まれております。
2. 当連結会計年度の住宅建材設備事業の売上高には、発電事業への売上高39百万円が含まれております。

## (2) 対処すべき課題

世界経済は、各国におけるインフレ率の低下や政策金利の引き下げなどにより物価上昇に落ち着きが見られ、緩やかな回復傾向が期待されるものの、不安定な為替相場や地政学リスクの顕在化など、依然として不透明感が強い状況です。加えて米国トランプ大統領による関税措置の動向が、世界的な貿易停滞を招くことによりインフレを進行させ、経済成長を減速させることが懸念されます。

一方、国内の住宅業界は、人口や世帯数の減少に伴い、新設住宅着工戸数は長

期的に減少傾向で推移することが見込まれ、すでに戸建住宅を中心に低迷が続いています。しかしながら、住み替え需要は底堅いものがあり、リフォーム・リノベーション市場は今後も比較的堅調に推移するものと思われます。さらに、2025年4月1日に施行された改正建築基準法による建築確認申請の厳格化による審査期間の長期化が、一時的に戸建住宅や非住宅の着工に影響することが予想されるものの、省エネ化や構造計算に関する規制が強化されたことにより、優れた強度を持つ構造材などの需要がさらに高まることが期待されます。

このような事業環境のもと、当社グループがこれからの時代を生き抜き成長するためには、既存市場における存在感を示し続けるとともに、国内外の新しい市場に経営資源を大きくシフトし、併せて「脱炭素社会の実現」という世界的なニーズに対応した事業を積極的に展開することが経営課題と考えています。

この経営課題への対応として、当社グループは、ニュージーランド産のラジアータパインや国産の杉・桧などの無垢材を使用した付加価値が高くブランディング化された本物志向の無垢商品、ならびにサイズ・カラー豊富で組み合わせ自由な収納商品、および職人不足に対応した省施工商品を開発し、既存市場のみならずリフォーム市場へも投入すること、さらに設計・構造計算といったサポート業務と合わせて、構造材を非住宅市場へ投入することにより、国内新市場を開拓してまいります。また、海外においては、ニュージーランド子会社では、当社グループ向けの生産数量を確保した上で、原木および木製品をニュージーランド国内やアジア市場で販売します。インドネシア子会社においては、突板ドアの生産体制を大幅に強化し、インドネシア国内や欧米市場での販売を拡大することで、既存市場の動向に左右されない経営を目指してまいります。

これらの事業展開と並行して、ニュージーランド子会社における森林経営では、二酸化炭素を吸収する森林面積を減らすことなく、30年の周期で毎年一定の木材を持続的に収穫できる資源循環型の環境経営を実践しています。国内におきましても、バイオマス発電や再生可能エネルギーによる電力利用を推進することにより、カーボンニュートラルを実践しています。加えて、クリーンな材料調達の実証としてニュージーランド子会社の全森林・全工場、香港子会社、フィリピン子会社工場、インドネシア子会社工場および国内の木質建材工場において森林認証を取得しています。当社グループの経営戦略の実践は、同時にサステナビリティについての取組みでもあります。

このほか、原材料費等の高騰という財務上の課題に対応するため、労働生産性の向上や経費削減の継続的な取組みに加え、適正な販売価格への改定を継続して進めます。同時に、生産企画・設計工程ならびに製造ラインにおけるデータ利活用的高度化や、営業部門を含む間接部門の業務プロセス改革による効率化と顧客サービスレベルのさらなる向上を目指したDXの推進にも積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、4,221百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

Juken New Zealand Ltd.

機械設備及び山林

### (4) 資金調達の状況

上記設備投資の所要資金は、自己資金のほか、金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 項 目                                     | 第 70 期<br>(2022年3月期) | 第 71 期<br>(2023年3月期) | 第 72 期<br>(2024年3月期) | 第 73 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|-----------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高                                   | 66,582               | 65,829               | 64,779               | 65,157                            |
| 経常利益又は経常損失(△)                           | 2,147                | 668                  | △1,286               | 537                               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 1,308                | 365                  | △2,315               | 1,777                             |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)           | 140.08円              | 39.17円               | △248.71円             | 190.97円                           |
| 総 資 産                                   | 95,062               | 97,018               | 101,754              | 102,106                           |
| 純 資 産                                   | 44,188               | 44,404               | 44,717               | 45,614                            |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 項 目        | 第70期<br>(2022年3月期) | 第71期<br>(2023年3月期) | 第72期<br>(2024年3月期) | 第73期(当期)<br>(2025年3月期) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売 上 高      | 51,427             | 50,100             | 48,195             | 48,563                 |
| 経 常 利 益    | 2,477              | 1,305              | 1,568              | 1,595                  |
| 当 期 純 利 益  | 1,741              | 1,079              | 1,042              | 1,083                  |
| 1株当たり当期純利益 | 186.47円            | 115.72円            | 111.98円            | 116.43円                |
| 総 資 産      | 68,351             | 68,709             | 70,889             | 70,783                 |
| 純 資 産      | 36,056             | 36,858             | 38,515             | 39,234                 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資 本 金               | 当 社 の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                |
|------------------------------|---------------------|----------------|------------------------------|
| 株式会社ウッドジョイ                   | 百万円<br>10           | %<br>100       | エクステリアの販売及び施工、内装建材の補修並びに不動産業 |
| Juken New Zealand Ltd.       | 百万ニュージーランドドル<br>251 | %<br>(93.7)    | 山林経営及び木製品の製造                 |
| Juken Sangyo (Phils.) Corp.  | 百万円<br>1,488        | %<br>( 100)    | 木製品の製造                       |
| 沃達王國際有限公司                    | 百万香港ドル<br>637       | %<br>100       | 海外子会社の統括、海外での資材調達及び販売        |
| 株式会社フォレストワン                  | 百万円<br>100          | %<br>100       | 国内産の原木の製材及び販売                |
| PT.Woodone Integra Indonesia | 百万米ドル<br>10         | %<br>( 75)     | 木質内装建材の製造及び販売                |
| 株式会社ベルキッチン                   | 百万円<br>10           | %<br>100       | 住宅設備機器の製造及び販売                |
| 上海倍楽厨業有限公司                   | 百万米ドル<br>4          | %<br>( 100)    | 厨房機器部品の製造                    |

(注) 議決権比率欄の ( ) 内は当社による間接所有の割合であります。

### ③ 企業結合の経過及び成果

当社の連結子会社は、前掲の8社を含めて9社であり、当社グループにおける当期の売上高は、65,157百万円（前年同期比0.6%増）、経常利益は、537百万円（前年同期は経常損失1,286百万円）、また親会社株主に帰属する当期純利益は、1,777百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,315百万円）であります。

### ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### (7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

| 事業       | 事業内容                                                 |
|----------|------------------------------------------------------|
| 住宅建材設備事業 | 床材・造作材などの木質総合建材、厨房機器などの住宅設備機器の製造及び販売、植林を含む山林経営       |
| 発電事業     | 間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス・建設資材廃棄物などの燃料を用いたバイオマス発電及び売電 |

### (8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

#### ① 当社

|      |                                                          |
|------|----------------------------------------------------------|
| 本社   | 広島県廿日市市木材港南1番1号                                          |
| 支店   | 東京支店（東京都文京区）、大阪支店（大阪府豊中市）<br>名古屋支店（愛知県小牧市）、福岡支店（福岡県大野城市） |
| 営業所  | 全国36営業所                                                  |
| 生産拠点 | 本社工場（広島県廿日市市）<br>豊橋工場（愛知県豊橋市）<br>蒲郡工場（愛知県蒲郡市）            |
| 物流拠点 | 本社（広島県廿日市市）<br>東海（愛知県豊橋市）<br>関東（茨城県坂東市）                  |

#### ② 重要な子会社

|    |                              |           |
|----|------------------------------|-----------|
| 国内 | 株式会社ウッドジョイ                   | 広島県廿日市市   |
|    | 株式会社フォレストワン                  | 広島県廿日市市   |
|    | 株式会社ベルキッチン                   | 岐阜県瑞浪市    |
| 海外 | Juken New Zealand Ltd.       | ニュージーランド  |
|    | Juken Sangyo(Phils.)Corp.    | フィリピン共和国  |
|    | 沃達王國際有限公司                    | 中華人民共和国   |
|    | PT.Woodone Integra Indonesia | インドネシア共和国 |
|    | 上海倍樂厨業有限公司                   | 中華人民共和国   |

### (9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

#### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分     | 従業員数   | 前期末比増減 |
|----------|--------|--------|
| 住宅建材設備事業 | 2,166名 | 43名減   |
| 発電事業     | 12名    | 1名減    |
| 合計       | 2,178名 | 44名減   |

#### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,179名 | 32名減   | 43.7歳 | 20.0年  |

（注）1. 上記従業員数には、パートタイマー117名は含んでおりません。

2. 上記の従業員数のほか子会社への出向者が59名おります。

### (10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 借入先          | 借入金残高 |
|--------------|-------|
| 株式会社広島銀行     | 3,880 |
| 農林中央金庫       | 3,282 |
| 株式会社みずほ銀行    | 2,404 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 1,792 |
| 株式会社山陰合同銀行   | 1,571 |

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 39,367,876株
- (2) 発行済株式総数 9,308,944株（自己株式533,025株を除く。）
- (3) 株主数 4,095名
- (4) 大株主

| 株 主 名                    | 持 株 数 | 持株比率 |
|--------------------------|-------|------|
|                          | 千株    | %    |
| 中 本 不 動 産 株 式 会 社        | 876   | 9.41 |
| 住 建 持 株 会                | 399   | 4.29 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社       | 375   | 4.04 |
| 住 建 東 海 持 株 会            | 297   | 3.19 |
| 中 本 雅 生                  | 295   | 3.17 |
| N A K A 勇 株 式 会 社        | 280   | 3.02 |
| 中 本 祐 昌                  | 260   | 2.80 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社      | 251   | 2.70 |
| ウ ッ ド ワ ン 従 業 員 持 株 会    | 246   | 2.65 |
| 株 式 会 社 WOODPRO ホールディングス | 211   | 2.27 |

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数のうち、360千株は株式会社広島銀行退職給付信託分であります。
2. 持株比率は、自己株式（533,025株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2025年3月31日現在)

##### ① 新株予約権の数

2,427個

##### ② 目的となる株式の種類及び数

第15回新株予約権から第16回新株予約権

普通株式 108,800株（新株予約権1個につき200株）

第17回新株予約権から第23回新株予約権

普通株式 188,300株（新株予約権1個につき100株）

##### ③ 当社役員の保有状況

| 対象者 | 名 称<br>(払込金額／行使価額)       | 行使期間                      | 個数   | 保有者数 |
|-----|--------------------------|---------------------------|------|------|
| 取締役 | 第15回新株予約権<br>(無償／1,225円) | 2018年7月20日～<br>2025年6月30日 | 292個 | 6名   |
| 取締役 | 第16回新株予約権<br>(無償／1,515円) | 2019年7月21日～<br>2026年6月30日 | 252個 | 6名   |
| 取締役 | 第17回新株予約権<br>(無償／1,516円) | 2020年7月21日～<br>2027年6月30日 | 340個 | 6名   |
| 取締役 | 第18回新株予約権<br>(無償／1,041円) | 2021年7月23日～<br>2028年6月30日 | 202個 | 6名   |
| 取締役 | 第19回新株予約権<br>(無償／1,215円) | 2022年7月23日～<br>2029年6月30日 | 156個 | 8名   |
| 取締役 | 第20回新株予約権<br>(無償／1,343円) | 2023年7月22日～<br>2030年6月30日 | 107個 | 8名   |
| 取締役 | 第21回新株予約権<br>(無償／1,232円) | 2024年7月23日～<br>2031年6月30日 | 218個 | 9名   |
| 取締役 | 第22回新株予約権<br>(無償／1,217円) | 2025年7月25日～<br>2032年6月30日 | 435個 | 9名   |
| 取締役 | 第23回新株予約権<br>(無償／969円)   | 2026年7月25日～<br>2033年6月30日 | 425個 | 9名   |

(注) 社外取締役が保有する新株予約権等はありません。

## (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 発行した新株予約権の数         | 75個                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 7,500株           |
| 新株予約権の払込金額          | 無償                    |
| 新株予約権の行使価額          | 969円                  |
| 新株予約権の行使期間          | 2026年7月25日～2033年6月30日 |
| その他取得条件             | (注) 1                 |
| 当社使用人等への交付状況        | (注) 2                 |

- (注) 1. 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。
2. 当社使用人8名に対して、新株予約権75個（普通株式7,500株）を交付しております。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

| 氏 名     | 地位      | 担当                                | 重要な兼職の状況                                                                                                      |
|---------|---------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中 本 祐 昌 | 代表取締役社長 | 戦略統括本部本部長<br>商品企画開発部長<br>資 材 部 長  | Juken New Zealand Ltd. 代表取締役社長<br>Juken Sangyo(Phils.)Corp. 代表取締役社長<br>沃達王國際有限公司 董 事 長<br>株式会社フォレストワン 代表取締役社長 |
| 川 戸 宏 之 | 常務取締役   | 海外経営企画本部長                         |                                                                                                               |
| 奥 田 清 人 | 常務取締役   | 営業本部本部長<br>西日本営業部長                |                                                                                                               |
| 久 保 好 永 | 取 締 役   | 構造システム営業部長                        |                                                                                                               |
| 向 原 政 昭 | 取 締 役   | 総務人事部長                            |                                                                                                               |
| 松 本 真 明 | 取 締 役   | 製造本部本部長<br>東海製造部長<br>株式会社ベルキッチン担当 | 株式会社ベルキッチン 代表取締役社長<br>上海倍楽厨業有限公司 董 事 長                                                                        |
| 野 口 貴 博 | 取 締 役   | 経 理 部 長                           |                                                                                                               |
| 伊 永 成 伸 | 取 締 役   | 情報システム部長                          |                                                                                                               |
| 坪 井 寿 之 | 取 締 役   | Juken New Zealand Ltd.担当          |                                                                                                               |
| 秦 清     | 取 締 役   |                                   | 弁護士                                                                                                           |
| 石 橋 三千男 | 取 締 役   |                                   | 公認会計士<br>有限会社F I S経営研究所 代表取締役                                                                                 |
| 江 草 善 行 | 常勤監査役   |                                   |                                                                                                               |
| 早 田 三樹夫 | 監 査 役   |                                   |                                                                                                               |
| 三 輪 洋 二 | 監 査 役   |                                   | 税理士<br>株式会社T M総合企画 代表取締役                                                                                      |
| 森 川 和 彦 | 監 査 役   |                                   | 弁護士                                                                                                           |

- (注) 1. 取締役 秦 清、石橋三千男の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 三輪洋二、森川和彦の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 三輪洋二氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役 秦 清、石橋三千男の両氏、監査役 森川和彦氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 当社は、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しており、8名が選任されております。
6. 事業年度中に以下のとおり取締役の担当の異動がありました。

| 氏名      | 新                        | 旧                              | 異動年月日      |
|---------|--------------------------|--------------------------------|------------|
| 川 戸 宏 之 | 海外経営企画本部長                | Juken New Zealand Ltd.担当       | 2024年6月25日 |
| 坪 井 寿 之 | Juken New Zealand Ltd.担当 | Juken New Zealand Ltd.プロジェクト担当 | 2024年6月25日 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、その概要は次のとおりであります。

##### （基本方針）

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

##### （決定方針）

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金、賞与（業績連動報酬等）並びに新株予約権（非金銭報酬等）により構成します。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑みて基本報酬のみを支払うものとします。

基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、役位や職務内容、対象期間の期待貢献度及び連結業績、人事担当役員の意見などを考慮して、株主総会で承認いただいている取締役の報酬年額を上限として決定するものとします。また、定時株主総会において株主の皆様にご判断をお願いし、ご承認をいただけた場合に、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準（役位、在籍期間、貢献度等）に従い、相当額の範囲内で、取締役退任時に退職慰労金を支給するものとします。ただし、退職慰労金は、社外取締役には支給しません。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高めるため、各事業年度の連結の「売上高」、「経常利益」、「純利益」等の業績指標の目標値を達成した場合に、達成の度合い及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた評価配分に応じて、定時株主総会終了後に開催される取締役会の承認後、現金による賞与を支給するものとします。ただし、賞与は、社外取締役には支給しません。なお、目標となる業績指標は、単年度経営計画策定時に設定します。賞与の総額は、株主総会においてご承認いただいている取締役の報酬年額から、基本報酬の総額を差し引いた額を上限とします。

非金銭報酬等は、取締役の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的とし、取締役に対して新株予約権を付与するものとします。ただし、新株予約権は、社外取締役には付与しません。新株予約権は、株主総会でご承認いただいている新株予約権に関する報酬等の額を上限として毎年定時株主総会において株主の皆様にご判断をお願いし、ご承認をいただけた場合、原則として毎年7月に発行するものとします。取締役個人別の割当て個数は、役割に応じて定める配分比率に基づき、人事担当役員が素案を作成し、取締役会が決定するものとします。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、中長期的な企業成長及び企業価値の持続的な向上を図る健全なインセンティブとして機能するよう決定するものとします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額3億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役0名）です。

また、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額は、当該金銭報酬とは別枠で、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額5億円以内と決議されております。当該定時総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役0名）です。

また、2024年6月25日開催の第72回定時株主総会において、株主総会決議の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限を500個とすること、新株予約権の払込金額は無償とすること、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は当社普通株式100株とすること、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という）に目的株式数を乗じた金額とすること、行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とするが、当該金額が新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は当該終値とすること等が決議されております。当該定時総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額4千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長中本祐昌が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長に対し、人事担当役員の意見を聴取することを委任の条件とし、その意見を考慮するよう求めており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |          |           | 対象となる<br>役員の人数<br>(人) |
|------------------|-----------------|------------------|----------|-----------|-----------------------|
|                  |                 | 基 本 報 酬          | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等    |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 160<br>(6)      | 150<br>(6)       | -<br>(-) | 10<br>(-) | 11<br>(2)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 18<br>(7)       | 18<br>(7)        | -<br>(-) | -<br>(-)  | 4<br>(2)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記基本報酬には、当事業年度に計上した取締役(社外取締役を除く)に対する役員退職慰労引当金繰入額20百万円が含まれております。
3. 上記非金銭報酬等は、取締役に付与したストックオプションとしての新株予約権であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 石橋三千男氏は、有限会社F I S経営研究所の代表取締役を、監査役 三輪洋二氏は、株式会社TM総合企画の代表取締役を兼務しております。当社と有限会社F I S経営研究所及び株式会社TM総合企画との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名      | 主な活動状況                                                                                |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 秦 清     | 当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。                     |
| 取締役 | 石 橋 三千男 | 当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、主に税理士・公認会計士としての専門的な見地から、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。              |
| 監査役 | 三 輪 洋 二 | 当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また監査役会13回の全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・知見から議案審議等に必要の発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 森 川 和 彦 | 当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。       |

### ③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 秦清氏には、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識により、当社取締役会において客観的視点による内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等に対して有益な助言・提言をいただくことにより、より一層の取締役会の透明性の向上や監督機能の強化を期待しており、同氏は取締役会において審議される案件に対して、ガバナンスが効いているか、法令が遵守されているか等の視点から積極的に発言を行いました。

取締役 石橋三千男氏には、税理士・公認会計士としての専門的な知識や経験を内部統制機能、監督機能の強化に活かし、また、企業経営者としての経営や見識に基づき、経営全般に対する有益な助言・提言を行っていただくことを期待しており、同氏は取締役会において審議される案件に対して、個々に詳細な説明を求め、積極的に発言を行いました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

暁和監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である暁和監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

暁和監査法人は、本契約の履行に伴い生じた損害について、暁和監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、40百万円又は暁和監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度額としております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 36百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、当社の関係部署及び会計監査人からの関係書類の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、監査見積りの算出根拠及び当社と同業種との比較結果などを検討し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含んでおります。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (4) 非監査業務の内容

該当する事実はありません。

#### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会へ提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号所定の解任事由に該当すると判断された場合、又は、監査業務停止処分を受ける場合等の当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針を決議しております。

なお、本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

#### 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書保存規程」等の当社社内規程に従い、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を文書に記録し、適切に保存・管理を行うものとします。

#### 2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 全体のリスク管理を推進するため、「リスク管理規程」を定めるものとします。
- ② 前項の「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当の役員を置くものとします。担当の役員は当社の総務担当取締役がこれに当たり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行うものとします。
- ③ 各社においては、定期的に顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定するものとします。
- ④ リスク管理については、「リスク管理規程」及び「地震等大規模災害対策マニュアル」等のほか、「与信稟議規程」、「稟議規程」、「コンピューター等通信機器の利用とセキュリティのガイドライン」等の規程、マニュアル類等を定めるものとし、今後必要に応じて見直しを行うものとします。

#### 3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月1回の定例の取締役会を開催するものとします。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行が効率的かつ機動的に行われるために、社長を長とし関係取締役及び関係部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催するとともに、グループ会社間でのテレビ会議を原則月1回開催するものとします。

- ② 毎事業年度の経営計画については、全社計画を各社で策定し、具体策を立案及び実行するものとします。
  - ③ 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、取締役、執行役員等の役員と使用人との役割分担及び指揮命令関係並びに部署毎の職務の分掌等を明確化することにより、職務の執行の効率化を図るものとします。
- 4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人全員は、その職務を執行する際の基本姿勢、理念、行動規範等についての基本的な考え方として、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人全員に対し遵守すべき行動規範等を周知・徹底させ、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めるものとします。
  - ② 取締役の職務の執行については、「取締役会規程」に従い、取締役会を適切に運営し、原則月1回開催する取締役会等の会議において、取締役間での意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督することにより、法令又は定款違反を未然に防止するものとします。
  - ③ コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス基本規程」を定め、コンプライアンス担当の役員を置くものとします。担当の役員は総務担当取締役がこれに当たり、総務人事部が中心となり当社の全社的なコンプライアンス体制の構築、運営等を統括するものとします。
  - ④ 「職務権限規程」、「稟議規程」等の責任、権限及び意思決定に関するルールに基づき、取締役及び使用人の職務執行が適法かつ適正に行われる体制を運営するものとします。
  - ⑤ 「個人情報保護規程」、「コンピューター等通信機器の利用とセキュリティのガイドライン」、「インサイダー取引管理規程」等に基づき、情報管理及び情報開示が適切に行われる体制を運営するものとします。
  - ⑥ 「内部通報規程」を定め内部通報制度に基づく体制を整備・運営し、社内に周知するとともに、コンプライアンスを統括する部署が取締役及び使用人等からの通報及び相談を受け付けるものとします。
  - ⑦ 財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するものとします。
  - ⑧ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求は一切拒絶し、毅然とした態度を貫くものとします。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、当社グループに「コンプライアンス基本規程」の遵守等適切な法令及び定款の遵守体制を構築及び運営させるものとします。
- ② 当社は、当社グループ会社各社の経営について、各社の自主性を尊重しつつも、各社から事業内容の定期的な報告を受け、各社の重要案件については事前に協議を行い、当社又は当社グループに重大な影響を及ぼす事項については、当社取締役会又は経営統括会議の事前承認を必要とするものとします。
- ③ 監査役は、当社グループの連結経営に対応した当社グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、当社グループ各社のコンプライアンス推進責任者との緊密な連携等の確な体制を構築するものとします。

6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、人事担当取締役は、補助使用人の人数及び地位等について、監査役の意見を最大限尊重して、当社使用人の中から監査役の補助使用人を任命するものとし、その任命された使用人がこれに当たります。

7) 当社の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会を補助すべき使用人の任命、人事異動及び懲戒処分については、監査役会の同意を必要とします。

8) 当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助使用人に対する指揮命令権限は、監査役に帰属するものとします。

9) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

以下に掲げる事項を速やかに当社の監査役に報告するものとします。なお、報告を受けた監査役は、直ちに監査役会に当該事項を報告するものとします。

- ① 当社又は当社グループにおける法令若しくは定款に違反する行為又は不正の行為
- ② 当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ③ 当社又は当社グループの信用を著しく失墜させる事態
- ④ 担当部署が行った内部監査の結果

- ⑤ 内部通報制度に基づく通報状況及び内容
  - ⑥ 上記①から⑤までのほか、監査役が報告を求める事項
- 10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合は、直ちに適切な措置を講じるものとします。
- 11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- 12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会、経営審議会等の会議に出席し、また関係部署の調査を行い、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じその内容につき取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
  - ② 監査役は、コンプライアンス担当役員及びリスク管理担当役員と緊密な連絡を取りコンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況報告を受けるものとします。監査役は、かかる報告を受け、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の改善等を求めることができるものとします。
  - ③ 前項のほか、監査役は、業務執行取締役及び重要な使用人に対して、個別に事業報告を求めることとします。
  - ④ 監査役は、会計監査人との間でその監査計画について事前に協議を行うものとし、また、会計監査の結果について報告を受けるとともに情報交換等を行うなど連携を深めるものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 重要な業務執行の決定・取締役職務執行状況の監督を行うため取締役会を21回開催いたしました。また、職務の執行を効率的かつ機動的に行うため、経営統括会議を44回開催するとともに、グループ会社間でのテレビ会議を11回開催しました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、取締役、内部監査室、会計監査人と意見交換を実施し、情報交換を行うなど連携を図っております。なお、監査役会にはオブザーバーとして社外取締役が参加するなど、社外役員間の連携も図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門及び子会社の業務監査等を実施いたしました。
- ④ 社用印章の厳格な取扱い（保管・押印手続き等）の徹底に努めました。
- ⑤ 各部門、各子会社が行うこととしている所管取締役への最低月1回の業務報告等について、その定着に努めました。
- ⑥ コンプライアンス経営を徹底するため、内部通報制度の適正な運用に努めました。
- ⑦ 取締役、監査役、執行役員その他使用人のコンプライアンスに対する知識向上のため、毎月1回のメールマガジン配信等を継続実施いたしました。
- ⑧ 情報管理に関する意識向上のため、全社員を対象として、定期的に情報発信（ITセキュリティ掲示板）を実施しました。
- ⑨ コンプライアンス・セキュリティなどに関する対応状況の把握、改善を行うため、年1回のコンプライアンスチェックを継続実施いたしました。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### 1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とする者、又は株主の皆様には株式の売却を事実上強要し、若しくは、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様による者等の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しましては、当社グループが永年に亘り築き上げた林業・総合木質建材製造及び住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定並びにその成果の予測等は困難であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えております。従いまして、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### 2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記1)の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

##### ①中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業並びに建材の加工・製造、住宅設備機

器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しております。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題であります。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為であります。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してまいりました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてまいりました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してまいりました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(Ⅰ)森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した品質と量の原材料確保を図り、(Ⅱ)貴重な資源をさらに活かすため、高度な木材加工技術のさらなる向上を図り、(Ⅲ)木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム・非住宅・商環境市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造し、(Ⅳ)変化する市場の本質を見極め、魅力ある商品・サービスを提案し、新たなファンを創造し、(Ⅴ)新たな戦略を全社で迅速に推進するため、国内外の製造ネットワークをさらに整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築し、(Ⅵ)認証材を活用した国内外のニーズに応えてまいります。

## ②コーポレート・ガバナンスの状況

### (ア)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の経営理念を実践していくため、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針であります。

(イ)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

a. 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しております。4名の監査役（そのうち社外監査役2名）により、取締役及び執行役員について、厳正な監視を行っております。

また、当社取締役会は、2025年3月末現在11名（そのうち社外取締役2名）の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しております。また、経営効率を向上させ、職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しております。

毎事業年度の経営計画については、全社計画を策定し、各部署において具体策を立案及び実行しております。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、職務権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しております。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っております。

当社は、暁和監査法人与監査契約を締結しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めております。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けております。

なお、当社と当社の社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

b. リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いております。担当役員は総務担当取締役がこれに当たり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っております。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

2023年5月25日開催の当社取締役会において、上記1)に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2023年6月27日開催の定時株主総会において承認を得ることを条件として、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、第八回事前警告型買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。そして同定時株主総会において本プランの導入についてご承認を得て、本プランは導入されております。なお、本プランにおける対抗措置は、新株予約権の無償割当てであります。

本プランの概要は以下のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しているとおりです。

([https://www.woodone.co.jp/company/wp-content/uploads/sites/8/2023/05/20230525\\_baishuboueisaku.pdf](https://www.woodone.co.jp/company/wp-content/uploads/sites/8/2023/05/20230525_baishuboueisaku.pdf))

①本プランの仕組み

(ア)本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等（下記(イ)a.で定義されます。以下同じです。）が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者（併せて、以下「買収提案者等」といいます。）に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、特別委員会（下記(オ)をご参照ください。）による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。その具体的な内容は以下のとおりです。

(イ)本プランに係る手続

a. 本プランの対象となる当社に対する買収等

下記(a)又は(b)の何れかに該当する買付行為（併せて、以下「買収等」といいます。）が本プランの対象となります。但し、事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除きます。

(a) 当社が発行する株券等（注1）について、保有者（注2）及びその共同保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付け等（注5）

(b) 当社が発行する株券等（注6）について、公開買付け（注7）後の公開買付者の株券等の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合をいいます。以下同じです。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される買付け等をいいます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。以下本(b)において同じです。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じです。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じです。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者をいいます。以下同じです。

#### b. 買収提案者等に対する情報提供の要求

買収提案者等には、買収等に先立ち、まず①買収提案者等の氏名又は名称及び住所又は所在地、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤買収等の概要、並びに⑥本プランに定められた手続を遵守する旨の誓約を日本語で明示した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

次に、当社取締役会は、上記①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10日以内（初日不算入）に、当該買収提案者等に対して、買収等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）として当社への提出を求める事項について記載した書面（以下「本必要情報リスト」といいます。）を交付し、当該買収提案者等には、当該書面に従い、買収等に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に日本語で記載した書面で提供していただきます。また、買収提案者等が本必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただきます。

本必要情報リストには原則として以下の事項が含まれますが、本必要情報の具体的内容は、当社取締役会が、必要に応じてフィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を得たうえで、買収提案者等の属性、買収等の内容等に照らして合理的に決定します。

- (a) 買収提案者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（買収提案者等の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 買収提案者等が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去6ヶ月間において買収提案者等が行った当社の発行する全ての有価証券に係る全ての取引状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）並びに当社の発行する全ての有価証券に関して買収提案者等が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、またその履行可能性を問いません。）
- (c) 買収等の目的、方法及び内容（買収等の対価の価額・種類、買収等の時期、関連する取引の仕組み、買収等の方法の適法性、買収等及び関連する取引の実現可能性、買収等の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- (d) 第三者との間の買収等に関する意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- (e) 当社株券等の買収等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買収等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び買収資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (f) 買収等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (g) 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、買収等の完了後に予定する変更の有無及びその内容
- (h) 買収提案者等以外の当社の他の株主の皆様との間の利害相反を回避するための具体的方策
- (i) 反社会的勢力との関係に関する情報
- (j) その他買収等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために必要であると考えられる情報

買収提案者等から提供された買収等に関する情報が、株主の皆様又は当社取締役会若しくは特別委員会が当該買収等を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、買収提案者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は、本必要情報として十分な情報が買収提案者等から提供されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を買収提案者等に行います。当社取締役会は、当該判断について特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、情報提供完了通知を行うものとしします。

なお、意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提供された買収等に関する情報その他の買収等に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるもの、及び当社が情報提供完了通知を行った事実につきましては速やかに情報開示いたします。

c. 当社取締役会による買収等に関する情報の評価・検討等

上記b.に基づき買収提案者等による情報提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉、当該買収等に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家の助言を得るものとしします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには一定の期間が必要でありますので、買収等の内容に応じて、下記(a)又は(b)による評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

- (a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長60日間（初日不算入）
- (b) (a) 以外の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長90日間（初日不算入）

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を決定します。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について株主及び投資家の皆様を開示いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（取締役会評価期間内に特別委員会が取締役会に対し下記d.に掲げる勧告を行うに至らない場合等）は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとしします。当社取締役会が取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。買収提案者等は、取締役会評価期間中（株主検討期間を設ける場合）に取締役会評価期間と下記e.

に定義する株主検討期間中)は、買収等を開始することができないものとしします。

d. 特別委員会による勧告の手続

特別委員会は、買収提案者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行うものとしします。なお、特別委員会は、当該勧告を行うに際し、当社の費用で、外部専門家による助言を得ることができるものとしします。特別委員会が当社取締役会に対して下記(a)又は(b)に従った勧告を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(a) 本対抗措置（新株予約権の無償割当てをいいます。以下同じです。）の発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守するときでも、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動することを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の発動を勧告した後も、以下の何れかの事由に該当すると判断した場合には、本対抗措置により割当てられた新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、本対抗措置の発動を中止し、又は新株予約権を無償で取得する旨の新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとしします。

(i) 当該勧告後に買収提案者等が買収等を撤回した場合その他買収等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れにも該当しなくなった場合

(b) 本対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守し、かつ買収提案者等による買収等の内容の検討、買収提案者等との協議・交渉等の結果、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れにも該当しないと判断する場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置の不発動を勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合

には、本対抗措置の発動の新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

e. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の上記d.の勧告を最大限尊重して、本対抗措置の発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

買収提案者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行うまでの間、買収等を開始することができないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、特別委員会が本対抗措置を発動すべきとの勧告を行い、かつその必要性・相当性について株主の意思を確認することが適切と判断し、発動の決議について株主意思確認総会（注10）の開催を要請する場合には、株主の皆様には本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主意思確認総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、直ちに、株主検討期間へ移行することとします。当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、買収提案者等が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、適時・適切にその旨を開示します。株主意思確認総会において本対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。当該株主意思確認総会において本対抗措置を発動することを否決する決議がなされた場合には、当社取締役会は本対抗措置を発動しません。当該株主意思確認総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示します。

（注10）会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて、「株主意思確認総会」と記載しております。

(ウ)本対抗措置の発動の要件

買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守するときでも、当社は、買収提案者等による買収等が下記の何れかに該当する場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、上記(イ)e.に記載される当社取締役会の決議により、本対抗措置を発動することを予定しております。なお、上記(イ)d.に記載したとおり、下記の要件に該当するか否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることになります。

記

- a. 以下に掲げる行為その他これに類似する行為を目的とした、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に著しく反する買収等である場合
  - (a)株券等を買収し、当該株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - (b)当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買収提案者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (c)当社の資産を買収提案者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (d)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - (e)真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる行為
- b. 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主の皆様は株式の売却を事実上強要する買収等である場合
- c. 買収等の条件（対価の価額・種類、買収等の時期、買収等の方法の適法性、買収等の実現可能性、買収等の後の経営方針又は事業計画、買収等の後における当社の他の株主の皆様、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買収等である場合
- d. 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他当社の利害関係者との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様は共同の利益に著しく反する買収等である場合

(エ)本対抗措置の内容

本プランに基づき、新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権の無償割当ての概要は別紙2のとおりです。

(オ)特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本対抗措置の発動等の運用に際しての客観的な評価・検討を行う機関として、特別委員会を設置しております。なお、特別委員会の概要につきましては、別紙1記載の本プランに関するガイドラインの概要のとおりです。

また、特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社監査役3名(そのうち社外監査役2名)から構成されており、うち社外監査役1名を東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

実際に買収等がなされる場合には、上記(イ)d.に記載したとおり、特別委員会が、当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうか否か等の評価・検討のうえで、当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(カ)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本プランの導入が承認された2023年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、2023年6月27日開催の定時株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、有価証券上場規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び(修正又は変更の場合には)修正、変更の内容その他の事項について、速やかに情報開示いたします。

②本プランによる株主及び投資家の皆様への影響等

(ア)本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(イ)本対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

新株予約権の無償割当てに際しては、当社取締役会が定める一定の日（以下「本基準日」といいます。）における株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき2個の割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。

これらの場合において、当社は、原則として、当社取締役会の決定により、下記(ウ)において詳述する手続に従って、①特定大量保有者(注11)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者(注12)、④特定大量買付者の特別関係者、⑤これら①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、及び⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者(注13)（併せて、以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、この場合には、保有する当社株式1株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じません。

一方、株主の皆様が、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出したうえ、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が発行されることになります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込みその他下記(ウ)において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の経済的価値及び議決権比率が希釈化されることがあります。

なお、当社は、本基準日以降であっても、新株予約権を無償で取得し、又は新株予約権の無償割当てを中止する場合があります。この場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

また、新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買収提案者等の有する当社株式に係る経済的価値及び議決権比率に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買収提案者等以外の株主の皆様の有する当社株式の経済的価値及び議決権比率に対して直接具体的な影響が生じることはありません。

(注11)「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。

(注12)「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。

(注13)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(ウ)本対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

無償にて割当てられた新株予約権に関し、当社が取得条項に基づき新株予約権を取得するか、又は、新株予約権の行使をお願いするかという点については、当社取締役会が本対抗措置の発動時に決定したうえで速やかに情報開示いたします。

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

その他、非適格者からの新株予約権の取得、その他の取得に関する事項については、発行された新株予約権の定めに従った措置を講じることがあります。

また、当社は、新株予約権の行使をお願いする場合、本基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書(行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他新株予約権の権利行

使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえ、新株予約権の目的である当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

上記のほか、新株予約権の割当ての方法、当社による取得の方法及び行使の方法の詳細につきましては、新株予約権の割当てに関する決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### 4) 上記2) 及び3) の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

##### ①上記2) の取組みについて

上記2) の取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記1) のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記2) の取組みは、上記1) の基本方針に資するものであると考えております。また、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的に、上記2) の取組みを実施しております。

従いまして、上記2) の取組みは、上記1) の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### ②上記3) の取組みについて

当社は、次の理由から、上記3) の取組みは、上記1) の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ア)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策等の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2021年6月11日に改訂された「コー

ポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

(イ)株主意思を重視するものであること

本プランは、上記のとおり、2023年6月27日開催の定時株主総会による承認を得て導入されました。具体的には、当社は、当社定款第18条の定めに基づき本プランを導入し、当社定款第12条の定めに基づき本プランの対抗措置に用いるための新株予約権の無償割当て（決定権限の当社取締役会への委任に関する議案）について承認を得ております。

また、上記3)①(カ)に記載したとおり、本プランには、有効期間を2023年6月27日開催の定時株主総会の終結の時点から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、株主総会の決議によって本プランを廃止することが可能となっております。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

さらに、上記3)①(イ)e.に記載したとおり、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思を確認するための株主意思確認総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主意思確認総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様の直接の意思に依拠することとなります。

(ウ)独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な評価・検討を行う機関として特別委員会を設置しております。

実際に当社に対して買収等がなされた場合には、上記3)①(イ)d.に記載したとおり、特別委員会が当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうか否か等を評価・検討のうえで当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、当社の特別委員会は、当社経営陣からの独立性の高い監査役3名(そのうち社外監査役2名)で構成されており、うち社外監査役1名を東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

(エ)合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記３)①(ウ)に記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(オ)外部専門家の意見の取得

上記３)①(イ)d.に記載したとおり、買収提案者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を得ることができるものとしております。これにより、特別委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(カ)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記３)①(カ)に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなおその発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 本プランに関するガイドラインの概要

本プランに関するガイドラインは、本対抗措置についての取締役会決議に関して、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は、以下のとおりであります。

### 1. 特別委員会の組織

特別委員会は3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、取締役会はその決議に基づいて、監査役、社外監査役、外部の(顧問ではない。)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から、特別委員会の委員を選任するものとする。

### 2. 特別委員会による勧告

特別委員会は、本プランに定められた手続の進行、本対抗措置の実施及び中止等について、取締役会の諮問に応じて勧告するものとする。取締役会は、かかる勧告を最大限尊重するものとする。

### 3. 特別委員会による検討

- (1) 特別委員会は、取締役会に対して、本対抗措置の実施に関する勧告を行うに当たり、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守したと判断する場合には、下記の要件の何れかに該当するか否か又は該当すると客観的かつ合理的に疑われるか否かを判断基準とするものとする。

## 記

- (a) 以下に掲げる行為その他これに類似する行為を目的とした、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に著しく反する買収等である場合
  - ① 株券等を買収し、当該株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買収提案者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買収提案者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。)等株主の皆様は株式の売却を事実上強要する買収等である場合
  - (c) 買収等の条件(対価の価額・種類、買収等の時期、買収等の方法の適法性、買収等の実現可能性、買収等の後の経営方針又は事業計画、買収等の後における当社の他の株主の皆様、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買収等である場合
  - (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他当社の利害関係者との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様はの共同の利益に著しく反する買収等である場合
- (2) 特別委員会は上記2.に記載した勧告を行うに際し、当社の費用で、外部専門家による助言を得ることができるものとする。

#### 4. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。但し、傷病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存する場合には、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

#### 5. 変更

本ガイドラインの変更は特別委員会の決議により行うものとする。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権の名称

第八回事前警告型新株予約権

### 2. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」という。)における当社の最終の発行済普通株式総数(但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。)の2倍に相当する数と同数とする。

### 3. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき2個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 4. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

### 5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

(2) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。但し、対象株式数は以下の(a)及び(b)に従い調整される。

(a) 割当後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

(b) 上記(a)に定めるほか、合併、会社分割等により対象株式数の調整を必要とする場合には、合併、会社分割等の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

### 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき1円とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出される。以下同様とする。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同様とする。))の買付け等(同項に定義される。以下同様とする。))を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。以下同様とする。))が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。))が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。))に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。))が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、あらかじめ公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ① 当社
- ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)
- ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
- ④ 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。以下同様とする。))を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
- ⑤ 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し、当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。)

- ⑥ その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、本(1)及び下記(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し（同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下、本別紙において「非適格者」という。)は新株予約権を行使できないものとする。
- ① 特定大量保有者
  - ② 特定大量保有者の共同保有者
  - ③ 特定大量買付者
  - ④ 特定大量買付者の特別関係者
  - ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
  - ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有する。)をいう。)

## 9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、上記8.(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記5.(2)(a)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。
- (2) 上記(1)に基づき当社により取得されなかった新株予約権のうち、非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記5.(2)(a)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。

- (3) 上記(1)及び(2)までに拘わらず、当社は、上記8.(1)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権の全部を無償で取得する。

- ア. 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合
- イ. 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合
- ウ. 上記ア.及びイ.のほか、取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

#### 10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 11. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 12. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5.(2)に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株につき1円とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間  
上記7.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の何れか遅い日から、上記7.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件  
上記8.に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
上記9.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記13.に準じて決定する。

#### 13. 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本準備金の額は、前項に記載した資本金等増加限度額から前項に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

#### 14. 法令改正等による修正

新株予約権の発行後、法令改正等により、上記各項に定める条項及び用語の意義に修正を加える必要が生じた場合においては、当社は、その取締役会決議に基づいて、当該改正等の趣旨・状況等を考慮のうえで、上記各項に定める条項及び用語の意義を合理的な範囲内で修正することができるものとする。

以上

~~~~~  
 (本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表
 示しております。)

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,453	流 動 負 債	31,111
現 金 及 び 預 金	5,440	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,741
受 取 手 形	351	電 子 記 録 債 務	2,665
売 掛 金	7,699	短 期 借 入 金	19,545
商 品 及 び 製 品	5,577	未 払 法 人 税 等	587
仕 掛 品	2,130	契 約 負 債	349
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,097	賞 与 引 当 金	863
そ の 他	1,222	森 林 残 材 処 分 費 用 引 当 金	308
貸 倒 引 当 金	△64	そ の 他	3,051
固 定 資 産	72,653	固 定 負 債	25,380
有 形 固 定 資 産	58,637	社 債	2,000
建 物 及 び 構 築 物	9,220	長 期 借 入 金	18,384
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,401	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	426
土 地	17,295	退 職 給 付 に 係 る 負 債	659
建 設 仮 勘 定	1,121	繰 延 税 金 負 債	548
立 木	22,019	そ の 他	3,361
そ の 他	4,578	負 債 合 計	56,492
無 形 固 定 資 産	649	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	13,366	株 主 資 本	35,410
投 資 有 価 証 券	3,276	資 本 金	7,324
長 期 貸 付 金	1,193	資 本 剰 余 金	7,519
繰 延 税 金 資 産	456	利 益 剰 余 金	22,619
美 術 品	7,740	自 己 株 式	△2,053
そ の 他	823	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	9,225
貸 倒 引 当 金	△123	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,613
		繰 延 ハ ッ ジ 損 益	△6
		為 替 換 算 調 整 勘 定	7,339
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	278
		新 株 予 約 権	71
		非 支 配 株 主 持 分	906
		純 資 産 合 計	45,614
資 産 合 計	102,106	負 債 及 び 純 資 産 合 計	102,106

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

科 目					金	額
高価	上	原	利	理		65,157
売	上	原	利	理		47,480
売	上	原	利	理		17,676
販	費	業	業	業		16,366
営	業	業	業	業		1,310
	受	取	配	利	21	
	受	取	入	割	111	
	仕	取	賃	貸	28	
	受	助	金	収	188	
	補		の	費	330	
	そ	業	外	費	82	762
営	支	払	上	利	578	
	売	替	替	割	383	
	為			差	354	
	そ		の	利	219	1,535
特	経	常	利	利		537
	固	定	資	産	2,075	
	受	取	予	保	484	
	新	株	約	権	30	
	子	会	社	清	222	
	そ		の	の	0	2,813
特	固	定	資	産	9	
	減	害	損	よ	51	
	災	林	に	処	31	
	森	業	材	再	323	
	事		の	編	235	
	そ				17	668
	税	金	等	調		2,682
法	人	税	住	民	687	
法	人	税	税	等	129	817
	当	期	純	利		1,864
非	支	配	株	主		86
	親	会	社	株		1,777

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,324	7,519	21,065	△2,052	33,857
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△223		△223
親会社株主に帰属する当期純利益			1,777		1,777
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分					
自己株式処分差損の振替					
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,554	△0	1,553
当 期 末 残 高	7,324	7,519	22,619	△2,053	35,410

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 分 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整 累 計 額			
当 期 首 残 高	1,729	△1	7,936	247	90	857	44,717
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△223
親会社株主に帰属する当期純利益							1,777
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							
自己株式処分差損の振替							
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△116	△5	△597	31	△18	48	△656
当 期 変 動 額 合 計	△116	△5	△597	31	△18	48	896
当 期 末 残 高	1,613	△6	7,339	278	71	906	45,614

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

株式会社ウッドジョイ

株式会社フォレストワン

Juken New Zealand Ltd.

Juken Sangyo (Phils.)Corp.

PT. Woodone Integra Indonesia

沃達王國際有限公司

株式会社ベルキッチン

上海倍楽厨業有限公司

- (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT.Woodone Integra Indonesia及び上海倍楽厨業有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結決算上必要な調整を行っております。また、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2. 持分法の適用に関する事項

当社には、当連結会計年度末において、持分法適用の関連会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、株式等以外のも 売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
の

市場価格のない 移動平均法による原価法によっております。

株式等

デリバティブ取引 時価法によっております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品・製品・仕掛品・原材料(主要材料)

主として移動平均法

原材料（補助材料）・貯蔵品

主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 主として定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、主として定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額につきましては、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につきましては、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数につきましては、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、国際財務報告基準を適用している在外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借り手は原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権につきましては貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

森林残材処分費用 引当金	森林残材の処分に伴う支出に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる費用の見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当連結会計年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上しております。
役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、連結会計年度末における支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。なお、当連結会計年度においては計上しておりません。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 住宅建材設備事業

住宅建材設備事業では、主に床材・造作材などの木質総合建材や厨房機器などの住宅設備機器の製造及び販売を行っております。製品の販売には、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡し、それに付随する製品保証サービスの提供が含まれており、製品の引き渡しと製品保証サービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。製品の引き渡しについては、製品を引き渡した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。製品保証サービスの提供については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で算定しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、過去の実績等を基に見積もったそれぞれの独立販売価格の比率に基づいて、各履行義務に配分しております。

② 発電事業

発電事業では、バイオマス発電による電気の販売を行っており、発電した電気を顧客との契約において供給した時点で履行義務を充足したと判断し、発電量に応じて契約に定められた金額に基づいて収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等につきましては振当処理をし、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としております。また、金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針 内部規程に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっております。なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。特例処理による金利スワップにつきましては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却をしております。なお、当連結会計年度末における残高はありません。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用計上しております。

② 立木勘定の金額には、当連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額679百万円（7百万ニュージーランドドル）を含めております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるものであって、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しております。また数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更に関する注記）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度計上額 繰延税金資産 456百万円 繰延税金負債 548百万円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

将来の課税所得見込額については、過去の業績や将来の業績予測、市況等を勘案して見積もっておりますが、課税所得が生じる時期及び金額は、その時の実績や将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の連結計算書類において認識する繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損処理

- (1) 当連結会計年度計上額 固定資産の減損損失 51百万円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として固定資産をグルーピングし、各固定資産グループの減損の兆候の判定を行い、減損の兆候が生じている固定資産グループについて、回収可能価額を見積り、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

美術品については、美術専門家等の第三者より入手した鑑定評価により、回収可能価額を見積り、帳簿価額に対して市場価格が著しい下落をしている場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,462百万円
立木	22,019百万円
合計	23,481百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	8,906百万円
長期借入金	5,999百万円
合計	14,905百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

72,582百万円

3. 受取手形割引高

－百万円

4. 財務制限条項

前連結会計年度の当社グループの借入金のうち8,050百万円については、財務制限条項が付されており、このうち6,550百万円については、営業損失を計上したことで、当社が締結しておりますシンジケートローン契約に規定する財務制限条項の「契約締結時以降の各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと」に抵触することとなりましたが、参加金融機関との協議により、期限の利益喪失に関わる条項は適用しない旨の承諾を得ておりました。

なお、本契約は終了しており、2024年9月26日付で財務制限条項付きの新たな借入契約（当連結会計年度末残高5,690百万円）を締結しておりますが、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

(連結損益計算書に関する注記)

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	80百万円
販売費及び一般管理費	10百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 9,841千株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	111百万円	12.00円	2024年 3月31日	2024年 6月26日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	111百万円	12.00円	2024年 9月30日	2024年 12月9日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	111百万円	12.00円	2025年 3月31日	2025年 6月26日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 290千株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資産運用につきましては短期的な預金等に限定し、社債及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信稟議規程」に沿ってリスク低減を図っております。長期貸付金は、主としてニュージーランド子会社の事業再編に伴う同社ギスボン工場資産の売却に関連して発生した債権であります。

投資有価証券は、主として株式であり、上場会社につきましては四半期毎に時価の把握を行っております。

短期借入金の使途は主として運転資金であり、社債及び長期借入金は主として設備投資資金であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジに関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額15百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,260	3,260	—
(2) 長期貸付金	1,193	1,144	△48
資産計	4,453	4,404	△48
(3) 社債	2,000	1,892	△107
(4) 長期借入金	18,384	18,144	△239
負債計	20,384	20,036	△347
(5) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	△10	△10	—
デリバティブ取引計	△10	△10	—

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	3,260	—	—	3,260
デリバティブ取引 通貨関連	—	△10	—	△10
資産計	3,260	△10	—	3,250

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金	—	1,144	—	1,144
資産計	—	1,144	—	1,144
社債	—	1,892	—	1,892
長期借入金	—	18,144	—	18,144
負債計	—	20,036	—	20,036

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債、長期借入金

社債及び長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいと判断できるため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	住宅建材設備事業	発電事業	
床材	7,070	—	7,070
造作材	33,442	—	33,442
その他建材	19,504	—	19,504
住宅設備機器	4,084	—	4,084
発電	—	1,055	1,055
顧客との契約から生じる収益	64,101	1,055	65,157
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	64,101	1,055	65,157

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首） (2024年4月1日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	8,247	8,050
契約負債	405	349

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	278
1年超	71
合計	349

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,794円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 190円97銭 |

(追加情報)

中華人民共和国の連結子会社の清算

当社の厨房機器部品を製造していた連結子会社である上海倍楽厨業有限公司は、解散及び清算に向け、同社が保有する不動産を譲渡し、子会社清算益を計上しております。引続き清算手続きを進めてまいります。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,882	流 動 負 債	15,500
現 金 及 び 預 金	3,283	買 掛 金	2,018
受 取 手 形	351	電 子 記 録 債 務	2,665
売 掛 金	5,614	短 期 借 入 金	2,700
商 品 及 び 製 品	4,246	1年内返済予定の長期借入金	4,653
仕 掛 品	836	リ ー ス 債 務	21
原材料及び貯蔵品	3,339	未 払 金	1,115
その 他	3,216	未 払 費 用	443
貸 倒 引 当 金	△4	未 払 法 人 税 等	482
固 定 資 産	49,900	契 約 負 債	349
有 形 固 定 資 産	14,395	賞 与 引 当 金	800
建 物	2,394	そ の 他	249
構 築 物	86	固 定 負 債	16,048
機 械 及 び 装 置	1,192	社 債	2,000
車 両 運 搬 具	2	長 期 借 入 金	12,384
工 具、器 具 及 び 備 品	1,084	リ ー ス 債 務	6
土 地	9,370	繰 延 税 金 負 債	131
リ ー ス 資 産	9	退 職 給 付 引 当 金	906
建 設 仮 勘 定	254	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	426
無 形 固 定 資 産	643	そ の 他	191
ソ フ ト ウ ェ ア	615	負 債 合 計	31,548
リ ー ス 資 産	16	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	11	株 主 資 本	37,672
投 資 其 他 の 資 産	34,861	資 本 金	7,324
投 資 有 価 証 券	3,017	資 本 剰 余 金	7,815
関 係 会 社 株 式	23,519	資 本 準 備 金	7,815
美 術 品	7,740	利 益 剰 余 金	24,585
そ の 他	706	利 益 準 備 金	836
貸 倒 引 当 金	△122	そ の 他 利 益 剰 余 金	23,749
		土 地 圧 縮 積 立 金	807
		償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	162
		別 途 積 立 金	15,130
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,649
		自 己 株 式	△2,053
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,489
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,489
		新 株 予 約 権	71
		純 資 産 合 計	39,234
資 産 合 計	70,783	負 債 及 び 純 資 産 合 計	70,783

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
高	上	原	利	益		48,563
価	上	原	利	益		33,753
益	上	総	利	益		14,809
費	費	及	び	一	般	管
理	費	業	外	取	利	息
金	受	取	配	当	割	引
料	受	入	賃	貸	料	益
他	為	替	の	差	他	用
費	所	業	外	費	息	194
利	支	払	利	利	息	18
息	社	債	利	割	引	382
引	上	上	割	引	料	79
料	シ	ン	ジ	ケ	ー	ト
他	そ	の	の	手	数	料
益	経	常	利	益		67
益	特	別	利	益		743
益	固	定	資	産	売	却
益	新	株	予	約	権	戻
入	特	別	損	失		0
損	固	定	資	産	売	却
損	固	定	資	産	除	却
損	投	資	有	価	証	券
損	減	引	損	損	評	価
失	税	引	前	当	期	純
利	法	人	税	住	民	税
益	法	人	税	等	調	整
額	当	期	純	利	益	
益						510
						△39
						1,555
						471
						1,083

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,324	7,815	-	7,815
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金等の取崩し				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
自己株式処分差損の振替				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	7,324	7,815	-	7,815

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (注)		
当 期 首 残 高	836	22,888	△2,052	36,812
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金等の取崩し		-		-
剰 余 金 の 配 当		△223		△223
当 期 純 利 益		1,083		1,083
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				
自己株式処分差損の振替				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	860	△0	859
当 期 末 残 高	836	23,749	△2,053	37,672

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	1,612	1,612	90	38,515
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金等の取崩し				-
剰 余 金 の 配 当				△223
当 期 純 利 益				1,083
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				
自己株式処分差損の振替				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△122	△122	△18	△140
当 期 変 動 額 合 計	△122	△122	△18	718
当 期 末 残 高	1,489	1,489	71	39,234

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	土 地 圧 縮 積 立 金	償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	817	184	15,130	6,755	22,888
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金等の取崩し	△10	△22		33	-
剰 余 金 の 配 当				△223	△223
当 期 純 利 益				1,083	1,083
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
自己株式処分差損の振替					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△10	△22	-	893	860
当 期 末 残 高	807	162	15,130	7,649	23,749

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、株式等以外のも 売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
の

市場価格のない 移動平均法による原価法によっております。

株式等

(2) デリバティブ取引 時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品・製品・仕掛品・原材料（主要材料）

移動平均法

原材料（補助材料）・貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につきましては、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、耐用年数につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
-------	---

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権につきましては貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
-------	---

賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当事業年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上しております。
-------	---

役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。なお、当事業年度においては計上しておりません。
---------	--

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
---------	---

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。
-----------	--

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 住宅建材設備事業

住宅建材設備事業では、主に床材・造作材などの木質総合建材や厨房機器などの住宅設備機器の製造及び販売を行っております。製品の販売には、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡し、それに付随する製品保証サービスの提供が含まれており、製品の引き渡しと製品保証サービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。製品の引き渡しについては、製品を引き渡した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。製品保証サービスの提供については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で算定しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、過去の実績等を基に見積もったそれぞれの独立販売価格の比率に基づいて、各履行義務に配分しております。

② 発電事業

発電事業では、バイオマス発電による電気の販売を行っており、発電した電気を顧客との契約において供給した時点で履行義務を充足したと判断し、発電量に応じて契約に定められた金額に基づいて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費	支出時に全額費用計上しております。
-------	-------------------

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	原則として繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等につきましては振当処理をし、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましては、特例処理によっております。
----------	--

ヘッジ手段とヘッジ対象	通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としております。また、金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としております。
ヘッジ方針	内部規程に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものであると想定できるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。特例処理による金利スワップにつきましては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えております。なお、当事業年度において為替予約取引及び金利スワップ取引はありません。

（会計方針の変更に関する注記）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度計上額 繰延税金負債 131百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）1. 繰延税金資産の回収可能性(2)」に記載した内容を参照してください。

2. 固定資産の減損処理

(1) 当事業年度計上額 固定資産の減損損失 47百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2. 固定資産の減損処理(2)」に記載した内容を参照してください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 39,082百万円

2. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

Juken New Zealand Ltd. 14,905百万円

(うち13,215百万円は、155百万ニュージーランドドル)

Juken Sangyo(Phils.)Corp. 100百万円

沃達王國際有限公司 1,050百万円

PT.Woodone Integra Indonesia 1,978百万円

(13百万米ドル)

合計 18,033百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 3,064百万円

短期金銭債務 1,054百万円

4. 受取手形割引高 ー百万円

5. 財務制限条項

「連結注記表(連結貸借対照表に関する注記)4. 財務制限条項」に記載した内容と同一であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高 9百万円

仕入高及び賃加工他 11,190百万円

その他の営業外の取引高 159百万円

2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 23百万円

販売費及び一般管理費 10百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 533千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	557百万円
未払事業税	42百万円
賞与引当金	243百万円
役員退職慰労引当金	133百万円
減価償却費及び減損損失	386百万円
税務上の収益認識差額	105百万円
その他	146百万円
繰延税金資産小計	1,616百万円
評価性引当額	△513百万円
繰延税金資産合計	1,103百万円

繰延税金負債

退職給付信託設定益	△117百万円
圧縮記帳積立金等	△442百万円
有価証券評価差額	△673百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△1,234百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△131百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正について

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による計算書類への影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Juken New Zealand Ltd.	所有 間接93.7%	当社製品 の構造材 及び基材 の製造委 託	銀行借入に 対する保証 債務	14,905	－	－
				資金の貸付	780	その他 (流動資産)	1,880
	PT. Woodone Integra Indonesia	所有 間接75%	当社より 債務保証	銀行借入に 対する保証 債務	1,978	－	－
	Juken Sangyo (Phils.)Corp.	所有 間接100%	当社製品 の構造材 及び基材 の製造委 託	仕入(注)	4,898	その他 (流動資産)	167
	沃達王國際有 限公司	所有 直接100%	当社より 債務保証	銀行借入に 対する保証 債務	1,050	－	－
	株式会社フォ レストワン	所有 直接100%	当社より 資金援助	資金の貸付	20	その他 (流動資産)	750
				資金の回収	64		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格につきましては、当社と関連当事者の間で市場動向等を参考に相互協議のうえ、決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	中本造林 株式会社 (注)2	被所有 直接1.2%	固有製品 の仕入・ 販売	外壁材の仕 入(注)1	580	買掛金	63

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引価格につきましては、一般的な市場価格を参考に相互協議のうえ、
決定しております。支払条件につきましても一般の取引と同様な支払条
件となっております。
2. 当社代表取締役中本祐昌及び近親者が100%を直接所有しております。

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親 者	中本祐昌 (公益財団法人 ウッドワン美術館)	被所有 直接2.8%	・当社代表 取締役社長 ・ウッドワン 美術館評議員	寄付金	50	—	—

- (注) 当社の社会貢献、当該美術館の活動目的を達成するために、当社取締役会に
て決議のうえ、当該美術館に寄付の実施並びに当社所有の美術品及び建物の
無償貸与をしております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する
注記) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,207円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 116円43銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

昶和監査法人

広島事務所

指 定 社 員 公認会計士 日 浦 祐 介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 近 藤 哲 生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウッドワンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び適用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

昶和監査法人

広島事務所

指 定 社 員 公認会計士 日 浦 祐 介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 近 藤 哲 生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウッドワンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 昭和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 昭和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社ウッドワン 監査役会

常勤監査役 江 草 善 行 ㊟

監 査 役 早 田 三樹夫 ㊟

監 査 役 三 輪 洋 二 ㊟

監 査 役 森 川 和 彦 ㊟

(注) 監査役 三輪洋二、同森川和彦は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重点施策のひとつと認識し、厳しい経営環境下にあっても企業経営の基盤の強化を図り、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき12円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき24円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、111,707,328円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

経営体制の充実強化を図るため、現行定款第23条（員数）に定める取締役の員数を11名以内から12名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線―は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 （員数） 第23条 当会社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 （員数） 第23条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 中本祐昌、奥田清人、伊永成伸、坪井寿之、秦 清の5名が任期満了となりますので、新任1名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、1名の増員につきましては、本株主総会第2号議案が原案どおり承認されることを条件といたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日 取締役会出席状況	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数	当社との 特 別 の 利害関係
1	なか もと ゆうしょう 中本祐昌 1960年12月12日生 100% (21回／21回)	1984年4月 当社に入社 1991年6月 当社取締役技術センター部長 1995年2月 当社常務取締役経営統括本部長兼商品企画部長兼技術開発部長 1997年6月 当社専務取締役経営統括本部長兼技術開発部長 1999年6月 当社代表取締役・専務取締役経営統括本部長 2001年6月 当社代表取締役社長 2009年7月 当社代表取締役社長営業本部本部長 2016年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役社長戦略統括本部本部長 2021年4月 当社代表取締役社長戦略統括本部本部長兼商品企画開発部長 2022年7月 当社代表取締役社長戦略統括本部本部長兼商品企画開発部長兼資材部長(現在に至る) (重要な兼職の状況) Juken New Zealand Ltd. 代表取締役社長 Juken Sangyo(Phils.)Corp. 代表取締役社長 沃達王國際有限公司 董事長 株式会社フォレストワン 代表取締役社長	260,218株	後記欄外注1参照

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日 取締役会出席状況	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数	当社との 特 別 の 利害関係
2	おくだ きよと 奥 田 清 人 1960年11月26日生 100% (21回／21回)	1979年 4 月 当社に入社 2000年 4 月 当社本社物流センター課長 2002年12月 当社物流部次長 2005年 4 月 当社福岡営業所（現福岡支店）所長 2007年 7 月 当社参与九州エリア長兼福岡営業所 長 2014年 4 月 当社中・四国ブロック長兼九州ブロ ック長兼福岡支店長 2015年 1 月 当社物流部長兼九州ブロック長兼福 岡支店長 2016年 6 月 当社執行役員物流部長兼九州ブロ ック長兼福岡支店長 2017年 6 月 当社取締役営業本部副本部長兼西日 本営業部長兼九州ブロック長 2018年 6 月 当社取締役営業本部副本部長兼西日 本営業部長兼近畿ブロック長 2020年 4 月 当社取締役営業本部副本部長兼西日 本営業部長 2020年 6 月 当社常務取締役営業本部副本部長兼西 日本営業部長（現在に至る）	3,200株	な し
3	これなが あきのぶ 伊 永 成 伸 1968年 6 月15日生 100% (21回／21回)	1991年 4 月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほ銀行） に入行 2008年 7 月 (株)みずほフィナンシャルグループ次 期システム検討プロジェクトチーム 参事役 2013年 7 月 (株)みずほ銀行IT・システム統括第二 部参事役 2017年 7 月 (株)みずほ銀行欧州事務・システム部 参事役（ロンドン駐在） 2019年10月 (株)みずほ銀行IT・システム統括第一 部参事役 2020年 6 月 当社に入社、執行役員情報システム 部長 2021年 6 月 当社取締役情報システム部長（現在 に至る）	0株	な し

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日 取締役会出席状況	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数	当社との 特 別 の 利害関係
4	つばい ひさゆき 坪井 寿之 1962年8月19日生 100% (21回／21回)	1984年8月 当社に入社 1991年11月 Juken Nissho Ltd. (現 Juken New Zealand Ltd.) 出向 2004年4月 当社床材工場課長 2007年7月 Juken Sangyo(Phils.)Corp. 工場長 2013年9月 当社ジュビーノドア工場次長 2017年6月 当社収納システム工場次長 2022年6月 当社執行役員本社製造部長 2023年6月 当社取締役本社製造部長 2023年12月 当 社 取 締 役、Juken New Zealand Ltd. プロジェクト担当 2024年6月 当 社 取 締 役、Juken New Zealand Ltd. 担当、Juken New Zealand Ltd. 専務取締役 (現在に至る)	100株	な し
5 新任	いとう しんじろう 伊藤 慎次郎 1969年9月7日生	1992年4月 当社に入社 2009年7月 当社営業本部東京支店長 2016年6月 当社執行役員営業本部東日本営業部長 2020年4月 当社執行役員開発営業部長 2023年4月 当社執行役員営業本部営業推進部長 (現在に至る) (新任取締役候補者とした理由) 入社以来、営業部門に携わり、製品や営業戦略に関する豊富な知識や経験を有しております。これらを当社経営に活かすため、取締役候補者としたものであります。	300株	な し
6	はた きよし 秦 清 1947年3月17日生 100% (21回／21回) 社外役員 独立役員	1974年4月 弁護士登録 (現在に至る) 1999年4月 広島弁護士会会長兼中国地方弁護士連合会理事長 2006年5月 ㈱アスティ社外監査役 2009年9月 広島県呉市情報公開審査会委員兼同市個人情報保護審議会委員 2012年6月 当社社外監査役 2015年4月 中国四国地方年金記録訂正審議会委員 2015年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 同 広島電鉄㈱社外取締役 2016年4月 広島県呉市行政不服審査会委員 2017年4月 中国四国地方年金記録訂正審議会会長	0株	な し

- (注) 1. 候補者 中本祐昌氏は、Juken New Zealand Ltd.及びJuken Sangyo (Phils.)Corp.の代表取締役を兼務し、当社は前記2社の借入金に対する債務保証を行っております。
2. 候補者 秦 清氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の取締役選任をご承認いただきました場合は、引続き、独立役員となる予定であります。
3. 当社は、候補者 秦 清氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。また、秦 清氏の取締役選任をご承認いただきました場合は、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- 秦 清氏は、弁護士として豊富な経験と専門的な知識を有しており、当社取締役会においても客観的視点による内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等に対して有益な助言・提言をいただいております。
- 上記の理由から、今後も、社外取締役として助言・提言をいただくことにより、より一層の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に適切な役割を果たしていただけるものと判断し、引続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由
- 秦 清氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に携わられた経験をお持ちですので、経営の監督の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- (3) 当社社外取締役に就任してからの年数
- 秦 清氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって10年となります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約で補填することとしております。各候補者の取締役選任をご承認いただきました場合は、再任候補者について引続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合の当社取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	企業 経営	グローバル	製造 研究開発	営業 マーケティング	財務 会計	法務 コンプライアンス	IT／DX 情報・通信	人事
代表取締役 中本祐昌	●	●	●	●		●	●	●
常務取締役 川戸宏之	●	●	●					
常務取締役 奥田清人	●			●				
取締役 久保好永				●				
取締役 向原政昭		●			●	●		●
取締役 松本真明		●	●					
取締役 野口貴博					●			
取締役 伊永成伸							●	
取締役 坪井寿之		●	●					
取締役 伊藤慎次郎				●				
取締役 秦 清						●		
取締役 石橋三千男	●				●			
常勤監査役 江草善行						●		●
監査役 早田三樹夫							●	●
監査役 三輪洋二	●				●			
監査役 森川和彦						●		

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数	当社との 特 別 の 利害関係
おお まつ よう じ 大 松 洋 二 1963年5月29日生	1993年4月 弁護士登録（現在に至る） 同 白島綜合法律事務所入所（現在に至る） 2002年1月 広島青年会議所理事 2002年7月 白島綜合法律事務所副所長（現在に至る） 2004年4月 広島弁護士会副会長 2005年5月 広島弁護士協同組合理事 2018年5月 日本弁護士連合会司法修習委員会副委員長 2019年4月 広島弁護士会司法修習委員会委員長	0株	な し

- (注) 1. 候補者 大松洋二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者 大松洋二氏は、社外監査役である三輪洋二氏及び森川和彦氏の補欠の社外監査役であります。
3. 当社は、同氏が監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出を行う予定であります。
4. 当社は、同氏が監査役に就任した場合、当社定款第44条第2項により、責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由
- 大松洋二氏は、弁護士資格を有しており、その専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由
- 大松洋二氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に携わられた経験より豊富な知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約で補填することとしております。大松洋二氏が社外監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第5号議案 当社取締役及び執行役員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いいたしますと存じます。

また、当社取締役に対する新株予約権の発行につきましては、会社法第361条第1項第1号及び第4号、並びに同条第4項に基づくご承認も兼ねております。なお、本議案の対象となる取締役の員数は、本株主総会第3号議案を原案どおりご承認いただきますと社外取締役2名を除いた10名となります。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において、支給限度額を年額3億円（但し、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含みません。）とすることをご承認いただいておりますが、これとは別枠で、ストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の額を同定時株主総会において年額5億円以内とする旨のご承認をいただいております。今般、この別枠の範囲内で新株予約権を取締役の報酬等として付与するものであります。

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由及び新株予約権を取締役の報酬等として付与することを相当とする理由

当社取締役及び執行役員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的とし、当社取締役及び執行役員に対して以下に記載される新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行する。また、当社は2021年3月2日開催の取締役会において、本招集ご通知17頁記載のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めている（2022年3月2日開催の取締役会において一部改訂を決議）。本議案の内容は当該方針に沿うものであり、本議案が承認された場合でも、当該方針を変更することは予定していない。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役及び執行役員に本新株予約権を割当てるものとする。

3. 株主総会決議の委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の数の上限

500個

4. 募集新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

5. 株主総会決議の委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下「目的株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{目的株式数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{目的株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の割合} \end{array}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

当社による合併、会社分割、株式の無償割当て等目的株式数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

② 本新株予約権の発行後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{1}{\begin{array}{l} \text{株式分割又は株式併合の割合} \end{array}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに本新株予約権の発行後に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- (3) 本新株予約権を行使することができる期間

2027年7月25日から2034年6月30日までとする。

- (4) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではない。
 - ② 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができる。
 - ③ 本新株予約権の質入れは認めない。
 - ④ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 本新株予約権の取得

- ① 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権が行使される前に、上記(4)に定める本新株予約権の行使条件を充足しないことが確定した場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(9) 合併等における新株予約権の交付

- ① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。
- ② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。
 - (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。
 - (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

承 継 合併等の効力発生 合併契約等に定める当社株式 1 株
 目 的 = 直 前 に お け る × に対する存続会社等の株式の割当て
 株 式 数 目 的 株 式 数 の比率 (以下「割当比率」という。)

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

調整後承継 調整前承継 × 株式分割又は
 目的株式数 目的株式数 株式併合の割合

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数 1 株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

承 継 行 使 価 額 = 行 使 価 額 × $\frac{1}{\text{割当比率}}$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

調整後承継 調整前承継 × $\frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$
 行 使 価 額 行 使 価 額

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

上記 5. (3)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. (3)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

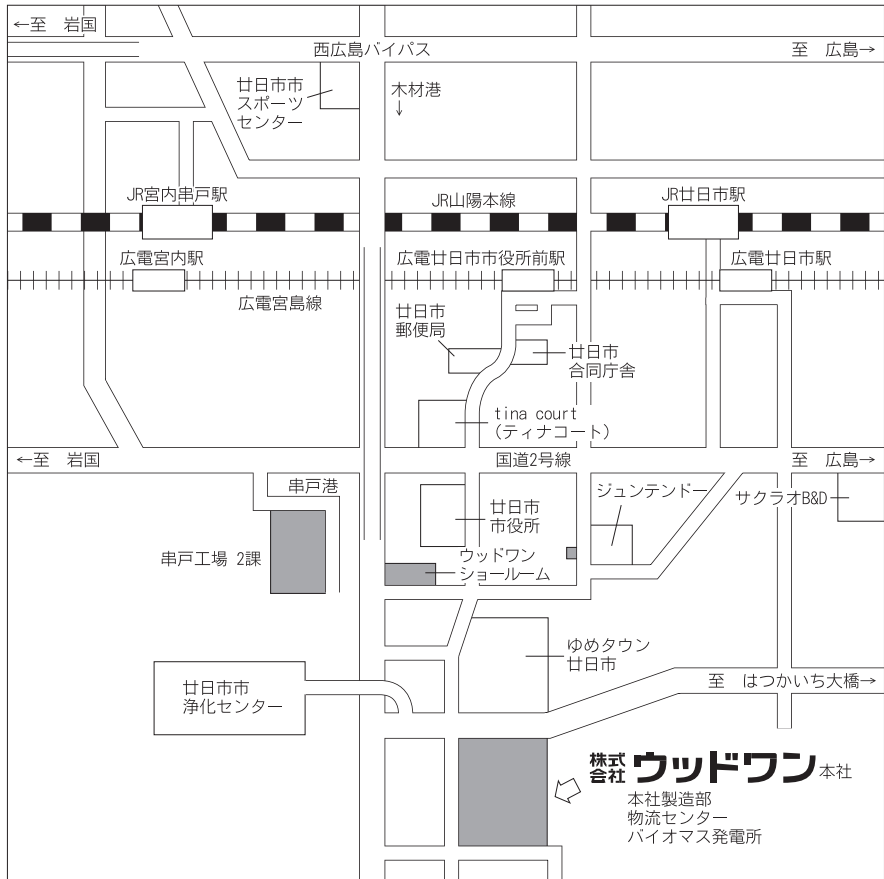
- (e) 承継新株予約権の行使の条件
 - a. 承継新株予約権の質入れは認めない。
 - b. 各承継新株予約権の一部行使はできない。
 - c. その他承継新株予約権の行使の条件は、合併契約等に定めるところによる。
- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
 - b. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、a. に定める資本金等増加限度額から、a. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (g) 承継新株予約権の取得条項
 - a. 存続会社等が消滅会社となる合併契約又は存続会社等が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
 - b. 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。
- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。
- (10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、今後開催される本新株予約権発行に関する当社取締役会決議により決定する。

以 上

株主総会会場ご案内略図



広電廿日市市役所前（平良）駅 より 徒歩 約20分
 J R宮内串戸駅・J R廿日市駅 より 徒歩 約30分
 タクシー 約10分

【車で越しの株主様へ】

広島市内方面から西広島バイパスを利用してお越しの場合は、佐方パーキングエリア（旧佐方サービスエリア）を通過した付近で「宮島方面」と「加計・吉和・廿日市市街方面」に分岐しておりますので、「加計・吉和・廿日市市街方面」へお進みくださいますようお願いいたします。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。